メールマガジン

2021年10月1日

カーボン・ゼロ、カーボン・ニュートラルへの貢献度

公益財団法人 国際通貨研究所 理事長 渡辺 博史

2050 年カーボン・ニュートラルに向けて日本政府もコミットし、また、2030 年まで に温室効果ガスを 2013 年度の値から 46%削減することとした。

そこに至る道筋はこれから具体化をしていく必要があるが、これらに関しては、各産業界のみならず、全ての企業体、個人が詰めていく必要がある。

今の議論の「流れ」からみると、期限の2050年、2030年が前倒しになる可能性も否定しきれないという不安定な中ではあるが、積極的に進める必要があることは言うまでもない。

それに加えて、これからの課題というか議論になりうるのは、「一国まとめて」の数値だけではなく、企業体の場合においては「産業毎、会社毎」の数値の達成度に議論と関心が収斂していくかどうかを常に見極めていく必要がある。

「一国まとめて」ベースでのコミットメントを履行することは必要だが、欧州あたりでは、企業は「会社毎」の数値を見た上で、取引先の選別を行う方向に向かいつつある。

完成品を作る「組み立て産業」は、場合によっては、部品、部材の生産を行わない「組み立て」に特化するので、組み立てに用いる電気エネルギーの源泉の配分変換で対応が済む可能性がある。逆に言えば、部品、部材の提供メーカーはいつまでも「カーボン・ゼロ」にたどり着かない可能性がある。

また、温室効果ガスの発生を極限までに抑え込む機械、機器を考案、販売した企業が有った場合に、その生産がカーボン・ゼロで出来ない場合には、その製造した機械、機器は、国内全域あるいは世界全体での温室効果ガスの発生縮減に大きな貢献をしているが、その生産企業自体はその機械、機器への旺盛な購買需要を受けて、排出量は増える可能性がある。もちろん、この機械、機器の生産自体のカーボン・ゼロ化は追求し続けなければならないが、そこでのバランスをどう考えるかについても、腹をくくっておかねばならないだろう。

この二つの例に関して、日本あるいは世界全体の縮減効果を評価して、公的な、あるいは産業共益的な支援を考えていくことが必要にならないのか。

また、その工程から生産に伴う温室効果ガスの発生をゼロに出来ない産業があるとすれば、それをどう扱うかを決めておく必要がある。

コークスとセットでの製鉄しか考えられない我々の世代にとっては、製鉄業のゼロ発生は夢物語であるが、「水素製鉄」によるならば、これも可能と言われる。しかし、大量生産に適する工法が安定するまでに、20年~30年かかるとした場合に、その安定化を待つことが出来るだろうか。

カーボン・ニュートラルについても、森林での吸収等でのオフセットが可能とは思えず、産業過程でのキャプチャーが必要となると思われるが、産業の工法性格、立地制約から、一企業の中でのオフセットが難しいと思われる場合があろうが、その際のコスト負担の配分についても、考えを早くまとめる必要があろう。この問題解決には国境をまたがる議論が必至であり、早急な国際合意を求めていく必要があり、様々な制約の多い我が国が、この方向への音頭を取ることも考えてよかろう。

科学技術は、これまで我々凡人の予想を大きく上回って発展してきたことから、この 先も人智を集めれば更に大きな発展をもたらし、膨大な負荷を伴わない問題解決も期待 できるであろうが、どうしても時間との競争の要素は残る。

必需品であると認識されていたある「モノ」の生産が、「カーボン・ゼロ」にはならないというときに、この「モノ」を、もう扱わない、買わない、「必需でない」という判断が必要なこともあろうが、その際には人類の幸福度、快適度についての認識、構成も変える必要が出て来るのだろう。

(個人のレベルでも冷暖房のマイルド化、待機電力の最小化、購入電力のエネルギーソースの識別など、することはたくさんある。ここにおいても、もう「必需で無い」という割り切り、決断の効果は大きい。)

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs(公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話:03-3510-0882 (代) e-mail: <u>admin@iima.or.jp</u> URL: <u>http://www.iima.or.jp</u>